

倉庫業・貨物利用運送事業 関係団体 各位

国土交通省物流・自動車局  
貨物流通事業課貨物流通経営戦略室

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要ですが、その一環として、昨年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「本指針」という。）が策定されています。

「倉庫業」及び「運輸に附帯するサービス業（貨物利用運送事業を含む）」においては、公正取引委員会の「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」にて、道路貨物運送業が価格転嫁できていない発注者として挙げられたことを受け、本指針策定以降、道路貨物運送業からの価格転嫁を円滑に進める目的で、国土交通省から貴会宛に、同年12月27日付事務連絡や令和6年1月15日のオンライン説明会等により周知依頼をし、ご対応いただいているところと認識しておりますが、その上で、サプライチェーン全体で労務費等のコスト上昇分の円滑な価格転嫁を推進するためには、道路貨物運送業からの価格転嫁のみならず、倉庫業及び貨物利用運送事業から荷主に対する価格転嫁が進むことも重要であり、荷主の協力も欠かせません。

このため、貴会におかれては、会員事業者等に対し、取引にあたり、本指針に記載された以下の項目を踏まえて適切に対応するよう、改めての周知をお願いいたします。

また、国土交通省では、令和6年4月15日付で倉庫事業者・貨物利用運送事業者向けの相談窓口を設置しました。価格転嫁をはじめ、幅広いご相談を受け付けておりますので、ご活用ください。

【受注者として荷主に対し採るべき行動／求められる行動】

- ・ 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。
- ・ 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率、トラック運送業の標準的な運賃などの公表資料を用いること。

- ・ 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。
- ・ 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

**【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】**

- ・ 定期的にコミュニケーションをとること。
- ・ 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

なお、本事務連絡については荷主団体へも周知を依頼しております。

**【参考URL】**

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日 内閣官房、公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

国土交通省報道発表資料「倉庫事業者・貨物利用運送事業者向け相談窓口の設置について」（令和6年4月15日）

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01\\_hh\\_000772.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000772.html)